

1月28日、水際強化に係る新たな措置（26）が公表されました。

本措置により、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域がこちらに該当）からの帰国者・入国者について、自宅での待機期間等が10日間から7日間に短縮されます。

他方、オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については（現時点で該当なし）、引き続き、14日間の自宅等待機が必要となります。

詳細は以下及び内閣官房HPを御参照ください。

○水際対策強化に係る新たな措置（26）（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続）（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku7_20220128.pdf

【概要】

オミクロン株が支配的となっている国・地域（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても10日間から7日間に変更する。

他方、オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、本措置に基づき「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」として別途の指定を行い、当該指定国・地域については入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても14日間とする。

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部のIP電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）